

2024 年度診療報酬改定に伴う加算に係る掲示について

質の高い、そして安全な医療を提供するには正確な医療情報が必要です。

医療情報の一部は、マイナ保険証より取得可能となります。

当院では、取得した医療情報を最適な形で活用する体制を構築し、下記の項目を算定させていただきます。

また昨今、医薬品の供給が不安定な状況です。

保険薬局において、銘柄や在庫状況に応じて調剤できることで、患者様へ適切な医薬品を提供できます。

そのため、処方箋に医薬品の銘柄ではなく一般名(成分名)を記載する取り組みを行っております。

ご不明な点や心配な点があればスタッフに遠慮なくお問い合わせください。

明細書発行体制加算

⇒診療報酬の算定項目が記載された領収書兼明細書を無料で発行しております。

医療情報取得加算

⇒医療情報取得の為、マイナ保険証の利用をお願いしております。

一般名処方加算

⇒保険薬局で薬剤師と相談の上、薬剤を選べるように「一般名処方」しております。

但し、コンタクトレンズ使用の患者様や防腐剤アレルギーのある患者様など、
薬剤指定が必要な場合はその限りではございません。

医療 DX 推進体制加算について

⇒オンライン請求、オンライン資格確認システム、マイナ保険証利用、
電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスの取り組み(導入予定)等、
デジタル技術使用を推進しております。